

平成 20 年 9 月 24 日

各位

大 阪 市

### 事後審査型制限付一般競争入札（ダイレクト方式）の導入について

物品買入等の入札案件については、現在公募型指名競争入札にて実施してきたところですが、今回 10 月以降公告分から、事前の入札参加資格審査を、事後の審査にまたは、省略できる案件については、入札書の提出をもって入札参加申請とする方式（ダイレクト方式）を導入することとします。

このことにより、従来の入札参加申請に係る手続きを簡略化することができます。

入札参加の際は、大阪市電子調達システムホームページの 資料コーナー・調度事務の手引きの中の「事後審査型制限付一般競争入札の手引き」をご参照ください。

また、電子入札を操作練習できる「体験版」も同ホームページの 電子入札に参加するの体験版（練習環境）総合メニューで提供する予定です。